

原稿料および講演料等の謝金支払に関する規則

公益財団法人国際宗教研究所

(目的)

第1条 この規則は、別に定める場合を除き、公益財団法人国際宗教研究所（以下「この法人」という。）の事業活動における講師、著者など（以下、「講師等」という。）に支払う謝金に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 謝金を支払う対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 本法人からの依頼に基づき原稿執筆・作成又は出版物の監修を行う者。
- (2) 本法人が主催又は運営する事業活動において、講演、司会又は座長などを行う者。

(謝金の基準額)

第3条 謝金の基準額は、別表の通りとする。

なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、基準をもとに金額を調整することができる。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第4条 謝金の支払いに際して、本法人は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成26年3月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月23日から施行する。

別表

事業内容	依頼内容	金額
ニュースレター	特集記事	20,000 円
ニュースレター	書評	10,000 円
ニュースレター	エッセイ	10,000 円
現代宗教	論文	30,000 円
現代宗教	対談	20,000 円
ニュースレター・現代宗教	対談司会	10,000 円
ニュースレター・現代宗教	対談原稿作成	15,000 円
シンポジウム・講演会	発表	30,000 円
シンポジウム・講演会	司会	20,000 円
シンポジウム・講演会	コメンテーター	20,000 円